

令和 年 月 日

保護者 殿

甲斐市立竜王北小学校校長

学校感染症における出席停止について

学校感染症にかかったときは、学校保健安全法第 19 条により、本人の早期回復と他の児童への感染を防ぐため、学校への出席を停止することとなっています。回復して登校する際は、下記へ医師の治癒証明をいただき、登校の際に学校へ提出してください。

インフルエンザ	発症した後、5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで インフルエンザは別の用紙になります。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後、5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなってから 2 日を経過するまで
結核	感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
その他	

治癒証明書

年 組 氏 名

病名

出席停止期間（ 令和 年 月 日 ～ 月 日 ）

医療機関名

医師名

印

令和 年 月 日